

地方財政審議会付議（決裁）案件

平成28年11月11日（金）

（案件名）

- ・ 平成28年度災害復旧事業債の協議に対する同意（熊本県内市町村）について（決裁案件）
（根拠法令は別紙）

自治財政局 地方債課
佐藤課長補佐（内23473）

平成 28 年度災害復旧事業債の協議に対する同意(熊本県内市町村)について

概 要

- 国の予備費・補正 2 号に係る起債協議は、原則二次協議と合わせて行うこととしているが、熊本県内の市町村 4 団体から、資金繰りが厳しく、年末までに災害復旧事業債（災害対策債分）を起債したい旨の要望があった。
- 上記を受けて、予備費・補正 2 号に係る起債協議において、当該 4 団体の災害復旧事業債（災害対策債分）については、要望どおり年末に起債するため、個別協議を行うこととする。

(個別協議に係る同意額)

(単位:億円)

区分	地方債計画額 (改正後) (A)	既同意等額 (B)	今回同意額 (C)		計画残額 (A)-(B)-(C)
			予備費分	補正 2 号分	
災害復旧 事業債	3,208 【2,497】	255	100	69 32	2,853

※【】書きは、国の補正予算（第 2 号）等に対応するため追加した額である。

- 今回同意額の内訳

(予備費分)

- ・ 災害復旧事業（災害対策債） 西原村（約 23 億円）・益城町（約 46 億円）

(補正 2 号分)

- ・ 災害復旧事業（災害対策債） 阿蘇市（約 17 億円）・南阿蘇村（約 14 億円）

※団体毎に四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

同意予定日

平成 28 年 11 月 16 日（水）

平成28年度 個別協議額(通常収支分)

【災害復旧事業】

(単位:百万円)

団 体 名			予算区分	協議額	財政融資	機構資金	市場公募	銀行引受
143	熊本県	西原村	予 備 費	2,275.5	2,275.5	0.0	0.0	0.0
143	熊本県	益城町	予 備 費	4,584.8	4,584.8	0.0	0.0	0.0
143	熊本県	阿蘇市	補正2号	1,725.7	1,725.7	0.0	0.0	0.0
143	熊本県	南阿蘇村	補正2号	1,443.2	1,443.2	0.0	0.0	0.0
予備費分 小計				6,860.3	6,860.3	0.0	0.0	0.0
補正予算第2号分 小計				3,168.9	3,168.9	0.0	0.0	0.0
合計				10,029.2	10,029.2	0.0	0.0	0.0

平成28年度 地方債計画に対する同意等通知状況

○地方債計画当初分(災害復旧事業)

(単位:百万円)

	計	財政融資	機構資金	市場公募	銀行引受
地方債計画額 (A)	71,100.0	71,100.0	0.0	0.0	0.0
既同意等額 (B)	25,496.9	16,725.3	0.0	0.0	8,771.6
差 引 (A)-(B)	45,603.1	54,374.7	0.0	0.0	▲ 8,771.6

○地方債計画改正分(災害復旧事業)

	計	財政融資	機構資金	市場公募	銀行引受
地方債計画額 (A)	249,700.0	249,700.0	0.0	0.0	0.0
今回同意額 (B)	10,029.2	10,029.2	0.0	0.0	0.0
差 引 (A)-(B)	239,670.8	239,670.8	0.0	0.0	0.0

○合計

	計	財政融資	機構資金	市場公募	銀行引受
地方債計画額(A)	320,800.0	320,800.0	0.0	0.0	0.0
既同意等額 (B)	25,496.9	16,725.3	0.0	0.0	8,771.6
今回同意額 (C)	10,029.2	10,029.2	0.0	0.0	0.0
同意等額計 (D) 【(B)+(C)】	35,526.1	26,754.5	0.0	0.0	8,771.6
差引 (A) - (D)	285,273.9	294,045.5	0.0	0.0	▲ 8,771.6

事務連絡
平成 28 年 11 月 11 日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課 } 御中

総務省自治財政局地方債課

歳入欠かん等債の取扱い等について

歳入欠かん等債の取扱い等については、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村にも周知いただくようお願いいたします。

記

1 歳入欠かん等債の取扱いについて

歳入欠かん等債（歳入欠かん債及び災害対策債）の取扱いについては、以下のとおりとなります。

(1) 歳入欠かん等債の発行対象経費は以下のとおりです。

ア 歳入欠かん債の発行対象となる地方税の税目について、これまで普通税のみとしていましたが、事業所税及び都市計画税を加えることとします。

イ 災害対策債の発行対象となる災害対策について、国庫補助負担金の交付を受けて行う災害廃棄物処理対策等としていますが、熊本地震においては、中小企業等グループ施設等復旧整備対策を加えることとします。

(2) 歳入欠かん等債に対する地方交付税措置は、同意等を得た額の範囲内において、次のとおり講じることを予定しています。

ア 歳入欠かん債の後年度における元利償還金については、その 57% を特別交付税により措置することとしていたところですが、今後は、発行年度における標準税収入額に占める発行額の割合に応じ、次の算入率を乗じた額を公債費方式により基準財政需要額に算入することとします。

(ア) 47.5%～85.5%

(イ) 熊本地震に係る歳入欠かん債については、(ア)にかかわらず、75%～85.5%

(ウ) 平成 28 年度に発行する(イ)以外の歳入欠かん債については、(ア)にかかわらず、57%～85.5%

イ 災害対策債の後年度における元利償還金については、通常、その 57%を特別交付税により措置することとしているところですが、熊本地震に伴う中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとします。

(3) 熊本地震に係る歳入欠かん等債の発行可能年度は、平成 28 年度及び平成 29 年度となります。

(4) 熊本地震に係る歳入欠かん等債の発行対象団体は、災害対策基本法施行令の規定に基づき平成二十八年熊本地震による災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を指定する件（平成 28 年総務省告示第 420 号）により告示した次の地方公共団体となります。

熊本県 熊本市 菊池市 宇土市 宇城市 阿蘇市 合志市 美里町
玉東町 大津町 菊陽町 南小国町 産山村 高森町 西原村
南阿蘇村 御船町 嘉島町 益城町 甲佐町 山都町 氷川町

なお、今回告示されない地方公共団体についても、平成 28 年度末において、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 43 条第 1 項に定める要件を満たす場合は、改めて告示することとします。

2 熊本地震に係る公的資金の償還期間の延長について

熊本地震に係る公的資金の償還期間については、以下のとおりとなります。

(1) 補助災害復旧事業債、直轄災害復旧事業債及び一般単独災害復旧事業債については、現行 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）が 20 年以内（うち据置期間 5 年以内）となります。

(2) 歳入欠かん等債については、現行 4 年以内（うち据置期間 1 年以内）が 15 年以内（うち据置期間 3 年以内）となります。

(3) 地方公営企業災害復旧事業債については、現行 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）が 25 年以内（うち据置期間 5 年以内）となります。

(4) 公営住宅建設事業債については、現行 25 年以内（うち据置期間 3 年以内（地方公共団体金融機構資金については 5 年以内））が 30 年以内（うち据置期間 5 年以内）となります。

なお、この措置が適用される公営住宅建設事業は、熊本地震に係る、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 22 条第 1 項に基づく補助の特例の対象となった罹災者公営住宅

建設等事業をいいます。

(5) (1)及び(3)については、熊本県、熊本県内の市町村で次のいずれかに該当するもの（以下「特定被災市町村」という。）並びに特定被災市町村が加入する一部事務組合及び広域連合に適用されます。

ア 震度6弱以上が観測された市町村

イ 住宅の全壊世帯数（戸数）（半壊は2戸をもって全壊1戸とする。）が災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）別表第3に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村

ウ 公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地方負担額の標準税収入に対する割合が5%を超えている市町村

【根拠法令】

地方債協議関係

- 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）
（地方債の協議等）

第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 地方財政法施行令（昭和 23 年法律第 267 号）
（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。